

佐野市生活路線バス時刻表・路線図広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐野市広告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、佐野市生活路線バス時刻表・路線図の広告掲出に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、枠数、掲載期間及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	枠数	掲載期間	掲載料
時刻表の広告 1 枠：90mm×90mm カラー	12	同一印刷物で一回の掲載。 ただし一年間の内、同一の印刷物を増刷する場合、引き続き掲出するものとする。	20,000 円／枠

(広告掲載の制限)

第3条 広告の掲載は、募集の枠数が余っている限り、1 広告主につき複数枠の掲載を可とするが、他の広告主の掲載依頼があった場合、他の広告主を優先とする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は時刻表・路線図を印刷する毎に随時行うこととする。

(広告掲載の割り付け)

第5条 掲載する広告の割り付けは、市が行う。

(提出書類)

第6条 要綱第6条第1項に定める必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 広告図案（紙ベース及び電子データにて提出すること）
- (2) 広告主の事業内容を記載した書類
- (3) 市税等の納税状況調査承諾書（別記様式第1号）
- (4) 法人にあっては、商業の登記事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号の広告図案の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

3 前項の規定により修正を求めたにもかかわらず、市長が定める期限までに応じない場合には、申込みを取り下げたものとみなす。

(広告原稿の作成)

第7条 広告主は、前条第1項第1号に定める広告図案を、時刻表・路線図を印刷する1ヵ月前までに、市長に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、要綱第7条第1項に定める広告掲載の決定通知書を受領次第、速や

かに広告掲載料を納付するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月17日から施行する。

・別記様式第1号（第6条関係）

市税等の納税状況調査承諾書

年 月 日

佐野市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

電話

佐野市生活路線バス時刻表・路線図広告掲載申込に関し、佐野市職員が市税等の納付状況を調査することを承諾します。